

会社法施行で誕生

「株主資本等変動計算書」ってなんだろう??

税理士 上西左大信

今年5月に会社法が施行され、計算書類（決算書）の内容や書き方が新しくなりました。

今回は、その計算書類の中でも新たに誕生した株主資本等変動計算書について取り上げます。

●計算書類は今まで通りの書き方でいいの？

平成18年5月1日から会社法が施行され、同日以後に事業年度が終了する会社は会社法の規定に従った決算申告実務を行うこととなります。

具体的には、以下ようになります。

- ①「利益処分（損失処理）案」と「営業報告書」がなくなりました。
- ②「株主資本等変動計算書」と「個別注記表」を作成することになりました。
(注) 個別注記表という一冊面を作成することも、従来どおり貸借対照表などの注記とすることも認められます。
- ③ 貸借対照表の「資本の部」が「純資産の部」に変更され、純資産の部は、株

主資本、株主資本以外の項目に区分されます。また、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分されます。

●「株主資本等変動計算書」はなぜできたの？

会社法の下では、株主総会の決議等により、剰余金の配当や純資産の部の計数の変動がいつでもできるようになりましたので（例えば、資本剰余金から資本準備金への振替えなどです。ただし、資本剰余金と利益剰余金は峻別されますので、両者間の振替えはできません。）、貸借対照表や損益計算書の記載だけでは株主資本の各項目の変動や連続性を理解することが困難になります。それで、純資産の部の変動額と変動事由を報告するために「株主資本等変動計算書」が誕生しました。

●どの会社も作成しないといけないの？

全ての会社が対象となるため、株式会社にとどまらず、特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社も作成する必要があります。なお、合同会社、合資会社、合名会社においては「社員資本等変動計算書」と言います。

●いつから作成しないといけないの？

平成18年5月1日以後に終了する事業年度から作成する必要があります。

株主資本等変動計算書の記載例

I 表示区分	株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示に従います。	III 注記事項	ア 当該事業年度末日における発行済株式の数（種類株式を発行している場合には、その種類ごと）
II 表示方法	株主資本等変動計算書に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期末残高と整合したものでなければなりません。		イ 当該事業年度末日における自己株式の数（種類株式を発行している場合には、その種類ごと） ウ 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 エ 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当（当該事業年度に係る定時株主総会の終結後に、剰余金の配当の決議をするものを除く。）に関する事項 オ 当該事業年度末における新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式を発行している場合には、その種類ごと）

<記載例>

	株 主 資 本							計	評価・換算差額等 その他有価証券差額等	新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式						
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却準備金 繰越利益剰余金							
前 期 末 残 高	100	30	10	20	40	500	△25	675	35	10	720	
当 期 変 動 額	③ 新株の発行	20	20					40				40
	特別償却準備金積立					30	△30					
	特別償却準備金取崩し					△15	15					
	剰余金の配当						△10	△10				△10
	剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				1		△1					
① 当期純利益						200		200			200	
④ 自己株式の取得							△5	△5			△5	
② 株主資本以外（純額）									△15		△15	
計	20	20		1	15	174	△5	225	△15		210	
当 期 末 残 高	120	50	10	21	55	674	△30	900	20	10	930	

※以下の①～⑥は上記記載例の①～⑥に対応しています。

★株主資本の各項目について

各項目は前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示します。

- ① 当期純利益（又は当期純損失）は、株主資本等変動計算書において、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示されます。
- ② 変動事由として例えば次のようなものがあります。
新株の発行、剰余金の配当、自己株式の取得・消却・処分、資本金から準備金への振替え、剰余金の内訳項目間の振替え
- ③ 特別償却準備金や圧縮記帳積立金など税法上の積立金は、その他利益剰余金の区分において積立及び取崩しを行います。

★株主資本以外の各項目について

- 各項目は前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分します。
- ④ 当期変動額は純額で表示します（主な変動事由ごとにその金額を表示又は注記することもできます）。

★その他の項目等について

- ⑤ その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができます。この場合、各合計額を株主資本等変動計算書に記載します。
- ⑥ 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記することで開示することができます。この場合、各合計額を株主資本等変動計算書に記載します。